

柏原市立市民交流センター条例（案）の概要について

- 設置目的 多世代の市民に活動及び交流の場を提供するとともに、当該施設における事業を通じて人が集い、又は交流する機会を提供することで、交流人口の増加及びにぎわいの創出を図り、もって市民福祉の増進と地域の活性化に寄与することを目的とし、本市に市民交流センターを設置します。

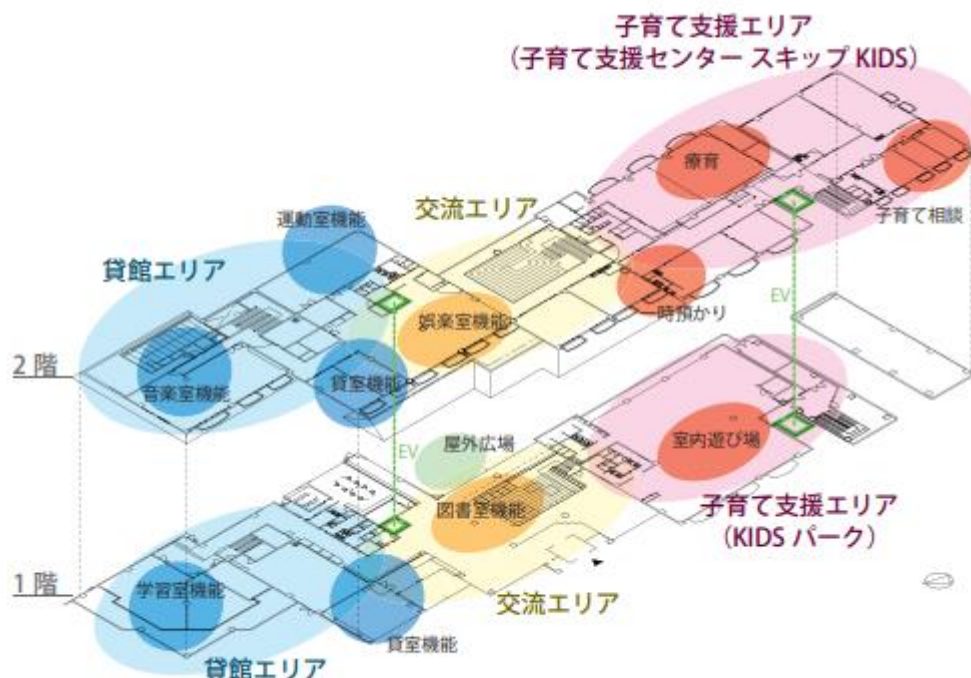
- 名 称 柏原市立市民交流センター

- 位 置 柏原市安堂町１１５番地１

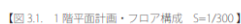
- 開館時間 午前９時～午後６時
 ※ただし構成施設によって使用時間が異なります。（表１参照）

- 休 館 日 年末年始（１２月２９日～翌年１月３日）
 ※ただし、構成施設によって休業日が異なります。（表１参照）

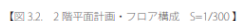
- 構成施設 ・子育て支援センター【下記図 ２階 子育て支援センタースキップ KIDS 部分】
 ・こども広場【下記図 １階 室内遊び場及び屋外広場 部分】
 ・市民活動施設【下記図 １階及び２階 交流エリア部分と貸館エリア（学習室機能部分を除く）】
 ・学習施設【下記図の１階 学習室機能 部分】



1 階



2 階



施設		使用時間	休業日
子育て支援センター	子育て支援施設	午前 9 時～ 午後 5 時	ア 土曜日及び日曜日 イ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
	一時預かり施設	午前 9 時～ 午後 5 時	ウ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日（イに掲げる日を除く。）

こども広場	室内遊び場	午前 10 時～ 午後 6 時	毎月第 2 火曜日及び第 4 火曜日 (※第 2・第 4 火曜日が国民の祝日の場合は翌平日)
	屋外広場	午前 9 時～ 午後 6 時	センターの休館日に準じる。
市民活動施設	コミュニティ スペース	午前 9 時～ 午後 6 時	センターの休館日に準じる。
	調理室	午前 9 時～ 午後 6 時	
	会議室	午前 9 時～ 午後 6 時	
	和室	午前 9 時～ 午後 6 時	
	多目的室	午前 9 時～ 午後 6 時	
学習施設	学習室	午前 9 時～ 午後 6 時	センターの休館日に準じる。
	コワーキング スペース	午前 9 時～ 午後 6 時	

■各施設について

1、子育て支援センター

子育て支援センターでは子育て家庭の保護者とその子どもの交流の場の提供や交流の促進、子育て等に関する相談や援助、地域の子育てに関する情報収集及び提供、子育てサークル等の育成や支援、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施、療育教室事業に関すること、一時預かりの実施に関することなどを行います。

その他、市民交流センターの設置の目的を達成するために市長が必要と認める事業についても実施します。

(1) 子育て支援センターの使用の対象者

- ・本市に居住する乳幼児とその保護者
- ・子育て支援に関する活動を行う人・団体
- ・その他、市民交流センターの設置の目的を達するために市長が必要と認める人・団体

(2) 子育て支援センターにおける一時預かりの対象者

- ・本市に居住するおおむね満 1 歳から小学校就学の始期に達するまでの児童
(その他の要件及び定員は別で定めます。)

(3) 一時預かり施設の使用料

3 歳未満	1 時間までごとに 800 円
3 歳以上	1 時間までごとに 500 円

※一時預かりの利用時間の上限は 1 日につき 6 時間とします。

※使用料は、一時預かりの利用後に納付していただきます。

2、こども広場

こども広場は、屋外広場と室内遊び場があり、子どもの遊び及び学びの場の提供をするとともに、子育て世代の親子の交流の促進、子どもの健全育成や子育てに関する事業の企画及び実施、利用者同士の交流の促進などの事業を実施します。

(1) こども広場の使用の対象者

- ・小学生までの児童とその保護者等

※保護者等の付添人は成人とし、必ず保護者等同伴での使用となります。

(2) こども広場の施設の使用料

屋外広場				無料
室内遊び場	個人使用	子ども	市民	1 時間まで 300 円とし、以降 1 時間までごとに 100 円
			その他	1 時間まで 400 円とし、以降 1 時間までごとに 100 円
		保護者等	市民	200 円
			その他	300 円
	団体使用	子ども	市内団体	1 時間まで 200 円とし、以降 1 時間までごとに 100 円
			その他	1 時間まで 300 円とし、以降 1 時間までごとに 100 円
		保護者等	市内団体	100 円
			その他	200 円

※使用時間に 1 時間未満の端数が生じたときは、1 時間とみなします。

※団体利用は子どもが 10 人以上とします。

※市内団体とは団体の所在地が柏原市にあるものをいいます。

※団体使用が可能な日は、平日のみとします。

※0 歳児は無料とします。

※障害者手帳をお持ちの方は上記使用料を半額免除します。またお子さんが障害者手帳をお持ちの場合、その保護者等の付添人は半額免除とします。

※使用料は申請（許可）時に納付していただきます。

3、市民活動施設

市民活動施設は、市民活動等を行う場、市民相互の交流の場、地域のにぎわい創出や地域産業の振興、健康づくりや高齢者の生きがいくりに関すること、生涯学習の推進に関することなど、様々な目的で 사용할 ことができます。

(1) 市民活動施設の使用料金

	部屋名	使用料（1時間につき）
1 階	調理室	1,000 円
2 階	会議室 1	500 円
	会議室 2	500 円
	会議室 3	900 円 ※ 1 / 2 を使用するときは、上記金額の半額
	和室	600 円
	多目的室 1	2,100 円
	多目的室 2	1,600 円

※使用時間に 1 時間未満の端数が生じたときは 1 時間とみなします。

※使用が営業、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合は上記使用料を倍額とします。

※音響設備や映像設備などの附属設備を使用する場合は、規則で定める使用料が必要となります。

※使用料は申請（許可）時に納付していただきます。

4、学習施設

学習施設は、市民の教養や調査、研究等に利用できる学習室に加え、起業及び就労の機会の拡大に資するためのコワーキングスペースを設けます。

(1) 学習施設の使用料金

学習室 1 ・学習室 2		無料
コワーキングスペース	カウンター席	1 時間までごとに 100 円
	ブース席	1 時間までごとに 200 円

※使用時間に 1 時間未満の端数が生じたときは 1 時間とみなします。

※使用料は申請（許可）時に納付していただきます。

■市民交流センターの使用上のルール

(1) 次の場合には入館及び使用を許可できません。

- ① 公の秩序または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- ② センターの施設、設備を汚損、破損、または滅失するおそれがあると認められるとき。

- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号 に規定する暴力団の利益になるおそれがある活動を行うと認められるとき。
- ④ センターの管理及び運営上支障があると認められるとき。
- ⑤ 上記①～④に掲げるもののほか、市民交流センターの設置の目的に反する活動を行うと認められるとき。

（２）使用許可の権利は、他人に譲渡し、または転貸をしてはいけません。

（３）使用の許可を受けた人が次のいずれかに該当する場合は、使用を制限し、若しくは停止し、または使用の許可を取り消すことがあります。

- ① この市民交流センター条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。
- ② 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- ③ 上記（１）①～⑤に該当するとき
- ④ ①～③に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

（４）センターの使用について、特別な設備の設置または備え付け以外の器具の使用を必要とするときは、あらかじめ承認を受ける必要があります。

（５）センターの施設、設備等を損傷し、または滅失したときは、これを原状に回復し、損害を賠償しなければなりません。

（６）この市民交流センター条例に定めるもののほか、管理運営等に必要な事項は規則で定めます。

■条例施行予定日 令和８年５月 日（市民交流センターオープン日）